

公民共創の相談及び提案に係る留意事項

ご提案にあたっては、以下の事項をご確認いただき、了承の上ご提案ください。

- 基本的には、市に新たな費用負担が発生しない提案を募集します。
- 提案は、提案者から本市への契約の申し込みとして取り扱うものではなく、対話の開始が提案に対する契約の合意に当たるものではありません。また、提案への対応やその実現に対して、本市が法的義務を負うものではありません。
- 対話の結果、本市の契約上の規定等により、改めて提案に関して公募等の手続きが必要となる場合、本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成できるものとします。ただし、提案者の独自の権利やノウハウ等、公表することで提案者の不利益となる情報であって、提案者から利用できない旨の申し出があった場合は、その利用について協議・調整するものとします。
- 提案の成立・不成立に関わらず、相談・提案に係る対話に要する資料作成費用、旅費等については提案者の負担とします。また、提案の過程で生じた損害等についても補填をしません。
- 提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルは、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は責任を負いません。
- 提案については、提案者の了解を得た上で、和歌山市のホームページに提案のタイトルを掲載し、また、実現後には提案者及び提案内容を公表する場合があります。（支障がある場合はその旨お知らせください。）
- 提案については、提案者の了解を得た上で、提案内容に関係する本市の各部局に対し、必要な範囲で情報を提供します。